

長建協発第353号
平成24年12月3日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請事業者への配慮等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は、「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものであり、政府は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めているところであります。

また、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙）の遵守を要請してきたところですが、親事業者の海外展開や国内事業所の再編等の動きが活発化している状況の中で、下請事業者の経営状況も厳しさを増しており、その遵守の重要性は一層高まっております。

つきましては、標記について、全建を通じ国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。